

富山市環境報告書

【第2部】

令和6年度(令和5年度実績)版

(「富山市地球温暖化対策推進計画(事務事業編)」進捗状況
及び「富山市環境マネジメントシステム」運用実績)

富山市環境報告書 第2部 目次

◆第2部「富山市地球温暖化対策推進計画（事務事業編）」進捗状況及び「富山市環境マネジメントシステム」

運用実績について

1 「富山市地球温暖化対策推進計画（事務事業編）」について

・「富山市地球温暖化対策推進計画（事務事業編）」の概要・目的等・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

・「富山市地球温暖化対策推進計画（事務事業編）」の進捗状況

項目1	エコオフィスに係る取組	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
-----	-------------	----------------------------------	---

項目2	温室効果ガス排出原因活動実績	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
-----	----------------	----------------------------------	---

項目3	新エネルギー・低公害車導入状況	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
-----	-----------------	----------------------------------	---

(参考)「富山市環境マネジメントシステム」について

1 運用の趣旨・・ 11

2 システムの概要・・ 11

3 令和5年度の運用実績・・ 13

1 「富山市地球温暖化対策推進計画（事務事業編）」について

1 推進計画の概要・目的

- ① 推進計画は、地球温暖化対策推進法第 21 条に基づく事務事業編として、全ての市町村に策定と公表が義務付けられており、富山市が実施している事務・事業に関し「温室効果ガスの排出量の削減」等に取り組むための計画です。
- ② 市自らが事業者・消費者として、職員全員の参加で地球温暖化防止に向けた取組を計画的に実行することにより、市の事務事業に伴う温室効果ガスの排出を抑制し、市全体における温室効果ガスの排出量の実質的な削減に寄与します。
- ③ 市が推進計画を策定し、市民・事業者の模範となって具体的な取組みを率先して行うことで市全域における温室効果ガスの排出量の削減への機運を高めます。

2 基準年度

- ・温室効果ガス総排出量の基準年は、平成 25 年度とします。

3 対象

- ・本市の行政機構(本庁、行政サービスセンター、出先機関)において行う事務事業
- ・外部への委託等により実施する事務事業については、計画の対象としませんが、受託者等に対して必要な措置を講ずるよう要請します。

4 目標

- ・市のすべての事務事業に伴う温室効果ガスの総排出量を令和 12 年度で基準年度比 50%の削減を目標とします。

項目1 エコオフィスに係る取組(エコオフィスチェック)

- ・本庁舎、Toyama Sakura ビル、行政サービスセンター庁舎、中核型地区センター、環境センター庁舎、消防局本庁舎内の所属を対象に行っている取り組みです。
- ・電気使用量、公用車燃料使用量、水道使用量、紙類使用量、廃棄物排出量の削減について、各所属の職員が自己評価(5点満点)を年に1回(令和4年度までは四半期ごと)行っています。

●実施結果(令和5年度)

I 省資源・省エネルギーの推進(各種使用量の削減)

項目		R5年平均	R4年平均
電気	不要時・不要場所、退室・退庁時の消灯徹底	4.9	4.8
	外出時、長時間離席時はOA機器の電源を切る	4.1	4.1
	時間外勤務や休日勤務の削減(ノー残業デーの徹底)	4.5	4.6
	直近の上下1～3階の移動には階段を使う	4.9	4.8
	18時に機器の電源を全て切り、その後は必要な機器のみ電源を入れる(業務に支障のない範囲で)	4.5	4.5
燃料	徒歩や自転車、公共交通機関を利用(公用車の使用抑制)	4.6	4.6
	公用車の相乗り及び計画的運行	4.8	4.8
	エコドライブ(アイドリングストップや急加速・急停止の自粛等)を実践する	4.9	4.8
	ブラインドを効率的に利用して、室内温度を調整する	4.8	4.8
	空調設備の吹き出し口に物を置かない	4.9	4.9
水道	水を流しっぱなしにしない	4.9	4.9
	石けんや洗剤等を使いすぎない	4.9	4.9
紙類	資料作成の削減(資料の簡素化・ペーパーレス化、プリントアウト削減)	4.1	4.1
	両面コピーや裏面利用の徹底	4.2	4.3
	ミスコピーの防止(コピー部数・設定確認、コピー機リセット)	4.2	4.2
	使用済封筒の再利用	4.8	4.9

II 廃棄物の減量化・リサイクルの推進

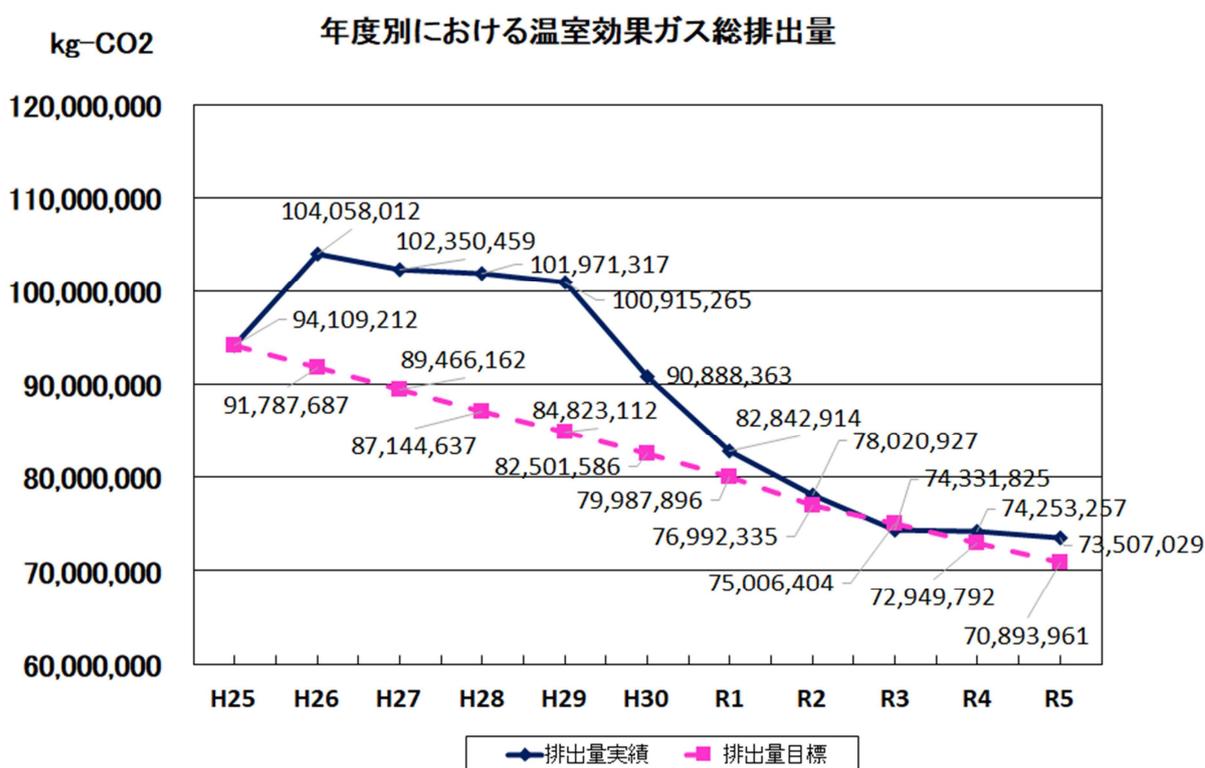
ごみの分別の徹底(可燃、不燃、プラ、缶・ビン、ペットボトル)	4.8	4.8
紙類の分別排出徹底(新聞、段ボール、コピー用紙、雑誌等)	4.8	4.8
詰替え可能な製品や簡易包装を選択する(使い捨て製品や過剰包装の購入を控える)	4.8	4.8
マイバッグ、マイ箸、マイ水筒を使用する	4.6	4.6
備品等の長期使用、再使用を心掛ける	4.9	4.9

《評価基準》 5：確実に実行している(90%以上) 4：ほぼ実行している(70%以上)
 3：ときどき実行している(50%以上) 2：あまり実行していない(30%以上)
 1：ほとんど実行していない(10%以上) 0：実行していない

項目2 温室効果ガス排出原因活動実績(各種使用量の把握)

- ・全部局を対象に温室効果ガスの排出原因となる、各種エネルギー使用量や活動実績を把握しています。
- ・地球温暖化対策推進計画(事務事業編)では、平成25年度を基準年度とし、温室効果ガス総排出量を令和12年度で50%削減を目指します
- ・なお、本計画で対象とする温室効果ガスは、本市の事務事業により排出される二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン(HFC)の4種類とします。

●温室効果ガス総排出量(全部局)

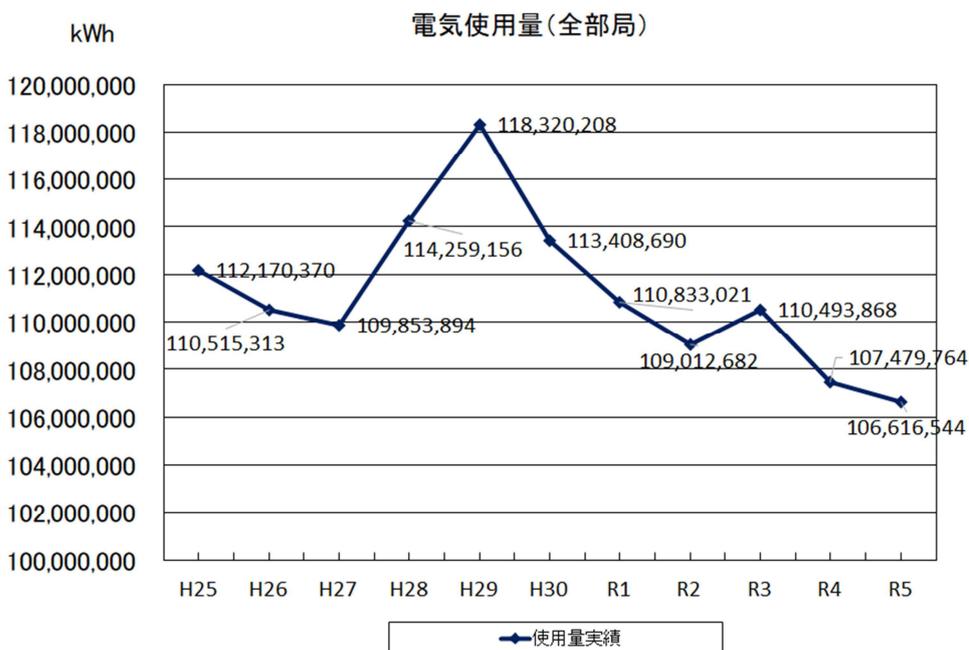


富山市の実施する事務事業から排出された令和5年度の温室効果ガス総排出量は、73,507,029kg-CO₂であり、基準年度(平成25年度)比で20,602,183kg-CO₂(21.9%)減少、前年度(令和4年度)比では746,228kg-CO₂(1.0%)の減少となりました。

なお、総排出量に占める温室効果ガスの種類別割合は、二酸化炭素(CO₂)95.09%、一酸化二窒素(N₂O)3.16%、メタン(CH₄)1.74%、ハイドロフルオロカーボン(HFC)0.01%となっており、CO₂が割合のほとんどを占めています。

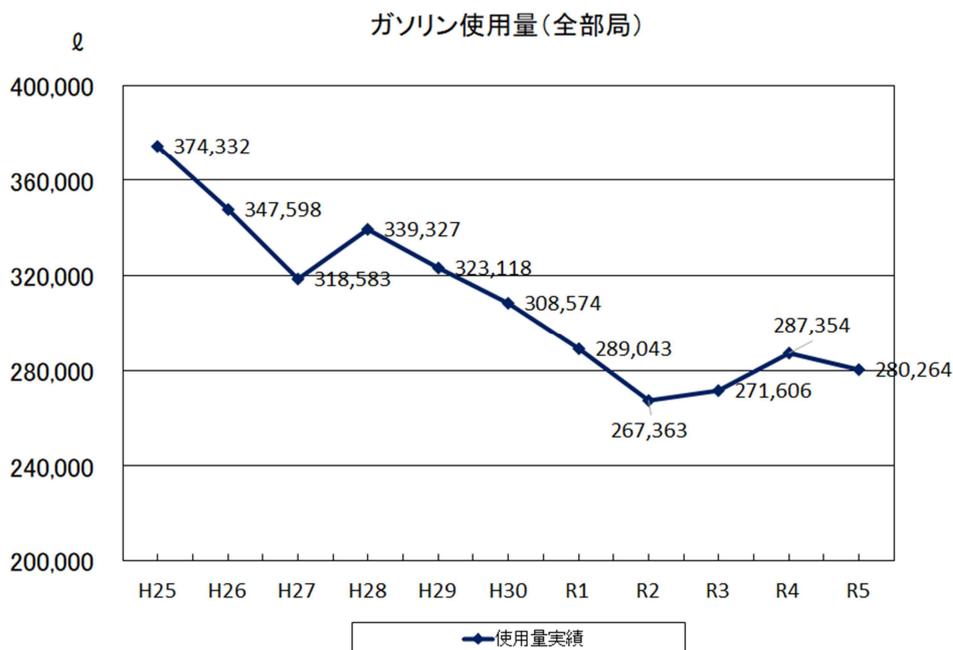
北陸電力(株)算定の電力使用に係るCO₂排出係数が0.480(令和4年度)から0.487(令和5年度)に増加したものの、電気、ガソリン、軽油、灯油、都市ガス、LPガス、A重油の全ての使用量が前年度から減少しました。

●電気使用量(全部局)



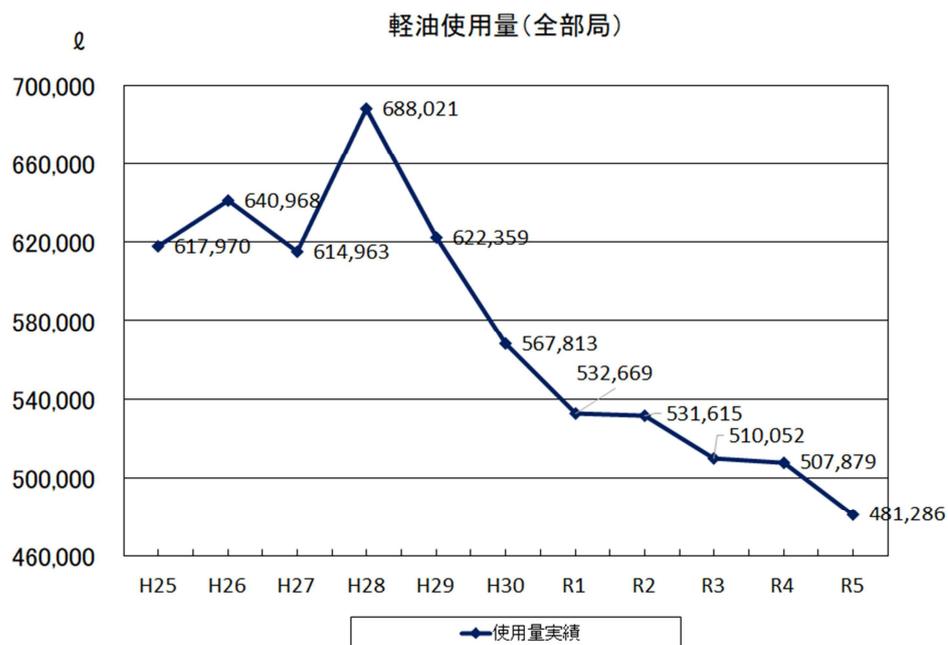
令和5年度の電気使用量は、前年度(令和4年度)比で863,220kWh(0.8%)減少となりました。暖冬により暖房や消雪装置の稼働回数が減少したこと、能登半島地震の影響で開館できない施設があったこと等が要因として考えられます。

●ガソリン使用量(全部局)



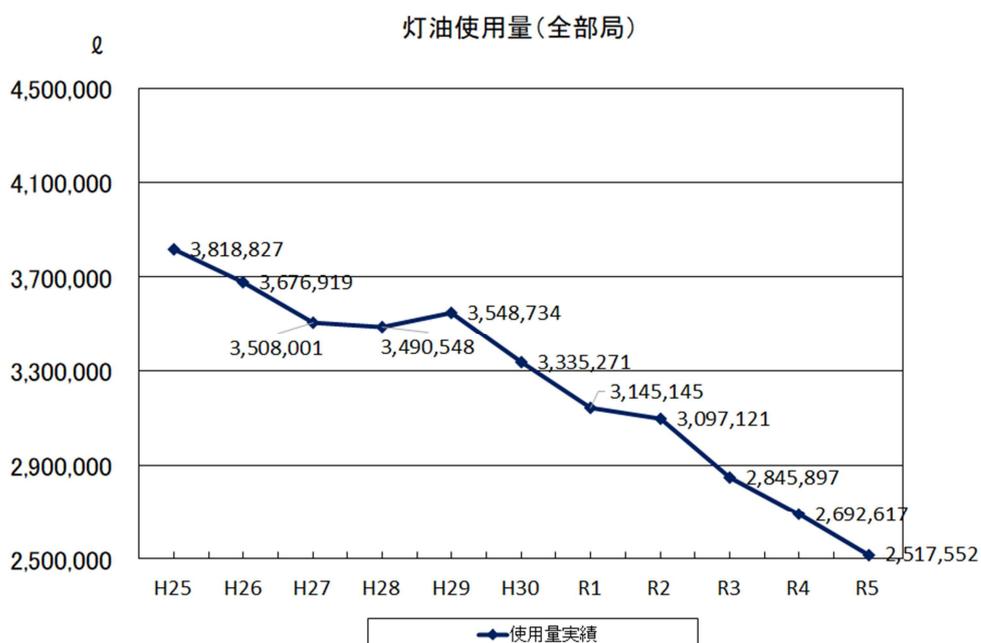
令和5年度のガソリン使用量は、前年度(令和4年度)比7,090ℓ(2.5%)減少となりました。緊急車両の出動件数は増加したものの、まちなかへの出動が多く、搬送距離が短かったこと等が要因として考えられます。

●軽油使用量(全部局)



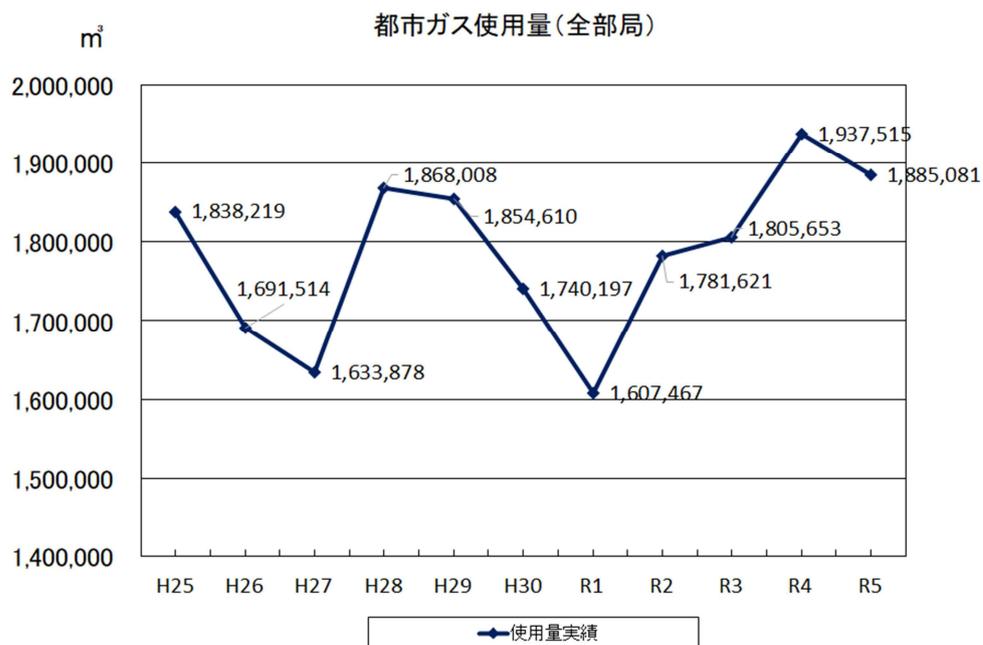
令和5年度の軽油使用量は、前年度(令和4年度)比で26,593ℓ(5.2%)の減少となりました。牛岳温泉スキー場など、暖冬や地震の影響で営業できない施設があり、除雪車や圧雪車の稼働が減少したこと等が要因として考えられます。

●灯油使用量(全部局)



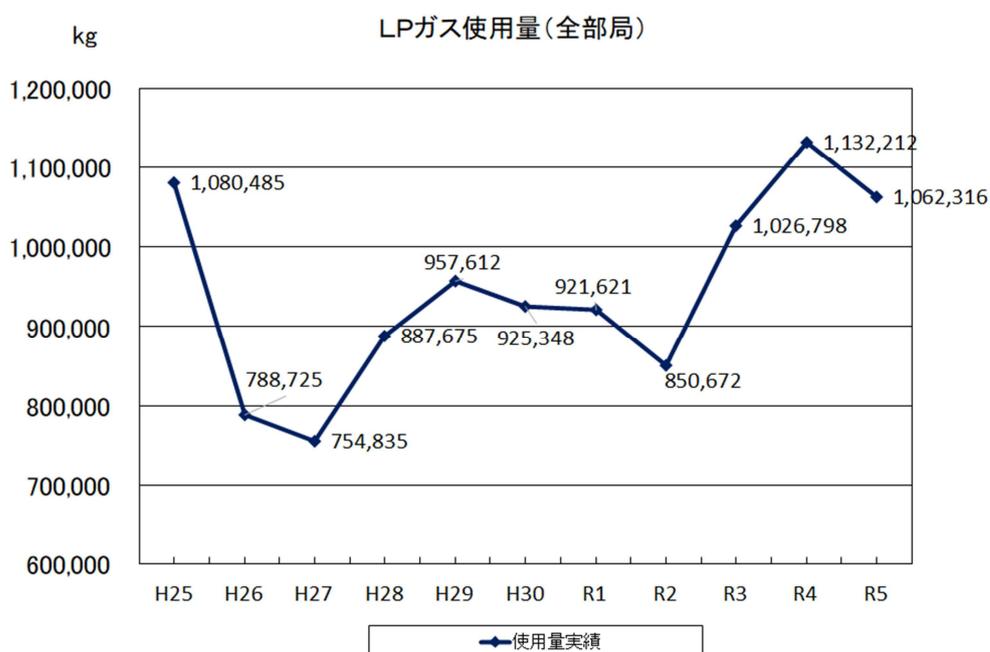
令和5年度の灯油使用量は、前年度(令和4年度)比で175,065ℓ(6.5%)の減少となりました。暖冬のほか、大沢野行政サービスセンターなどの移転により、暖房に使用しなくなったこと等が要因として考えられます。

●都市ガス使用量(全部局)



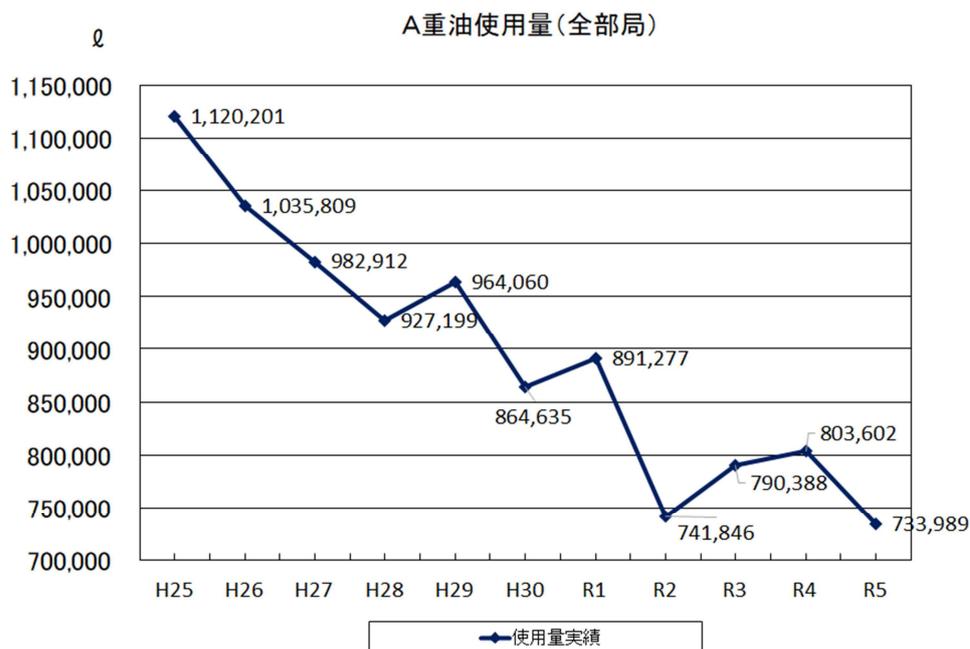
令和5年度の都市ガス使用量は、前年度(令和4年度)比で52,434m³(2.7%)の減少となりました。富山市民プールなど、施設の改修や地震の影響で営業できない施設があり、空調での使用が減少したこと等が要因として考えられます。

●LPG使用量(全部局)



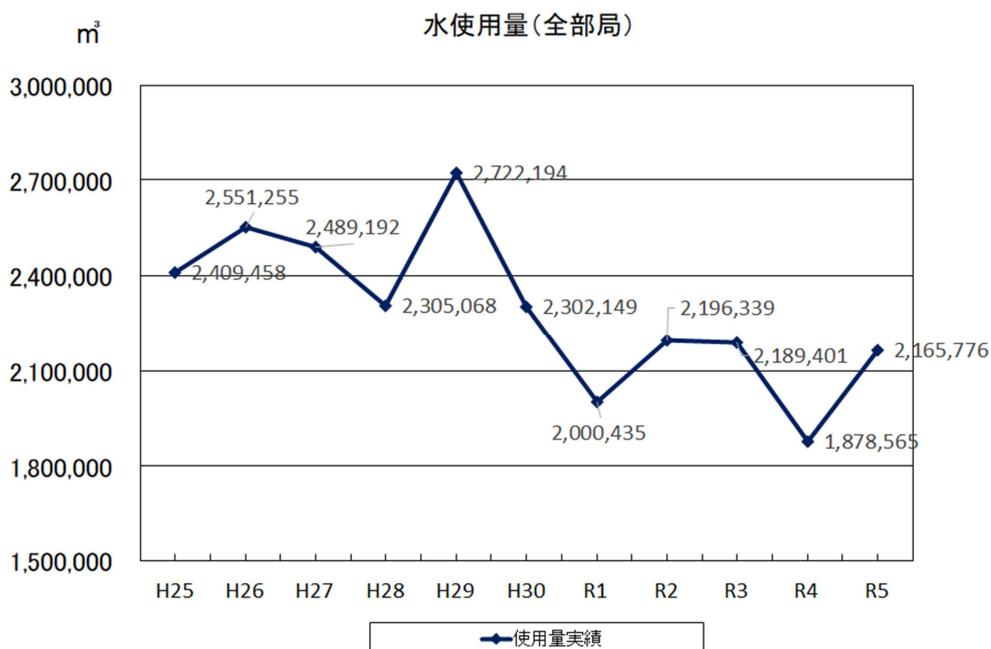
令和5年度のLPG使用量は、前年度(令和4年度)比で69,896kg(6.2%)の減少となりました。ガラス工房で夜間の溶解炉保温温度を下げるなどの節減を図ったこと等が要因として考えられます。

● **A重油使用量(全部局)**



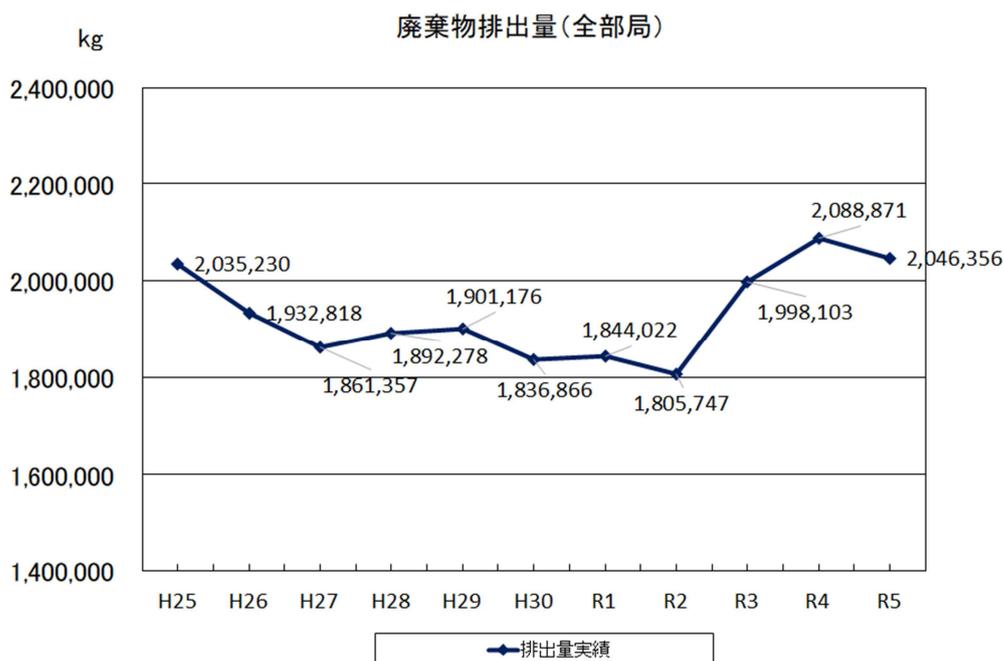
令和5年度のA重油使用量は、前年度(令和4年度)比で69,613ℓ(8.7%)の減少となりました。大山行政サービスセンターなどの施設の移転により、空調に使用しなくなったこと等が要因として考えられます。

● **水使用量(全部局)**



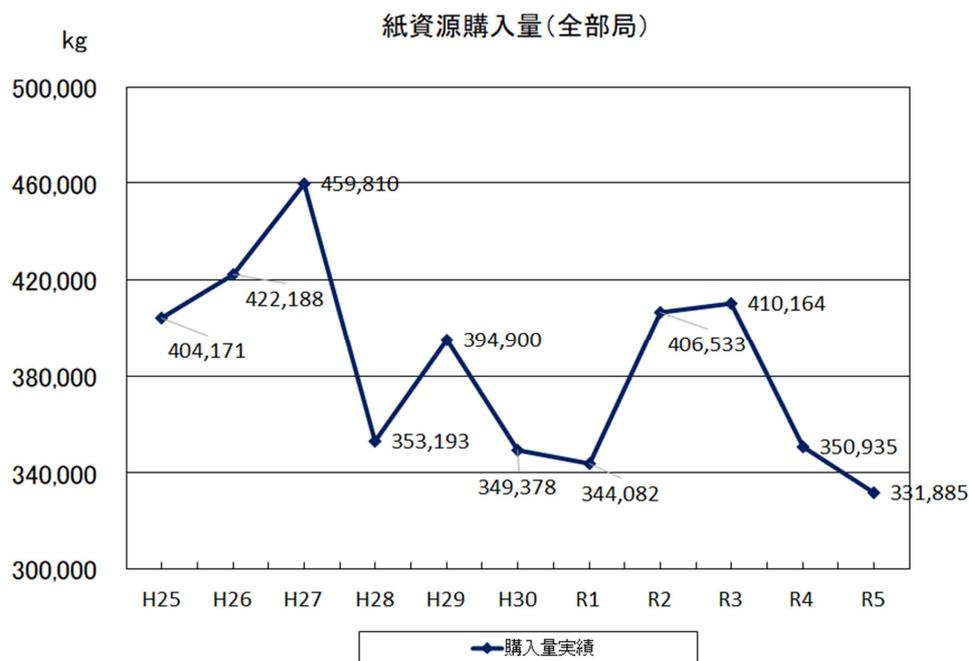
令和5年度の水使用量は、前年度(令和4年度)比で287,211m³(15.3%)の増加となりました。天候等の影響により川の濁度が高くなり、浄水場でその汚れを除去して水道水とするために地下水を使用した期間が長かったこと等が要因として考えられます。

● 廃棄物排出量(全部局)



令和5年度の廃棄物排出量は、前年度(令和4年度)比で42,515kg(2.0%)の減少となりましたが、施設の移転等に伴い、引き続き高い水準で推移しています。

● 紙資源購入量(全部局)



令和5年度の紙資源購入量は、前年度(令和4年度)比で19,050kg(5.4%)の減少となりました。文書管理システムの導入により電子決裁となったことに加え、会議等の資料もデータ化されてきたことが要因として考えられます。

項目3 新エネルギー・低公害車導入状況

・全部局を対象に、新エネルギーと低公害車の導入状況を把握しています。

●新エネルギー及び低公害車導入状況(令和5年度実績)

区分	主体	導入施設名	設備概要	導入年月	利用目的
電気自動車	富山市 (営農サポートセンター)	営農サポートセンター	三菱ミニキャブ-MiEV	令和5年8月	公用車
ハイブリッド自動車	富山市 (病院事務局)	富山まちなか病院	スズキイグニス	令和6年1月	公用車
木質バイオマス	富山市 (農地林務課)	割山森林公園天湖森	サウナペレットストーブ	令和6年2月	施設利用

●新エネルギー及び低公害車導入状況(令和4年度実績)

区分	主体	導入施設名	設備概要	導入年月	利用目的
太陽光発電	富山市 (行政経営課)	富山市 大山会館	4.5kW	令和5年3月	施設利用
小水力発電	井田川水系 土地改良区	新田用水 発電所	75kW	令和5年3月	売電
木質バイオマス	富山市 (行政経営課)	富山市 大山会館	(冷)105kW (暖)83.4kW	令和5年3月	施設利用
蓄電池	富山市 (行政経営課)	富山市 大山会館	4.2kWh	令和5年3月	施設利用
下水熱	富山市 (上下水道局下水道課)	上下水道局 庁舎	(冷)63.2kW (暖)70.6kW	令和5年2月	施設利用

●新エネルギー及び低公害車導入状況(令和3年度実績)

区分	主体	導入施設名	設備概要	導入年月	利用目的
電気自動車	富山市 (環境政策課)	こども保育課	日産 LEAF	令和3年12月	公用車
太陽光発電	富山市 (学校再編推進課)	八尾中学校	5.5kW	令和4年1月	施設利用
太陽光発電	富山市 (学校施設課)	月岡小学校	4.4kW	令和3年12月	施設利用
太陽光発電	富山市 (学校施設課)	西部中学校	5.5kW	令和3年12月	施設利用
太陽光発電	富山市 (学校施設課)	上滝中学校	5kW	令和3年12月	施設利用
太陽光発電	富山市 (環境保全課)	富山市斎場	5.58kW	令和3年9月	施設利用
木質バイオマス	富山市 (学校施設課)	上滝中学校	(冷)105kW (暖)83.4kW	令和3年12月	施設利用

(参考)

**富山市環境マネジメントシステム
運用実績**

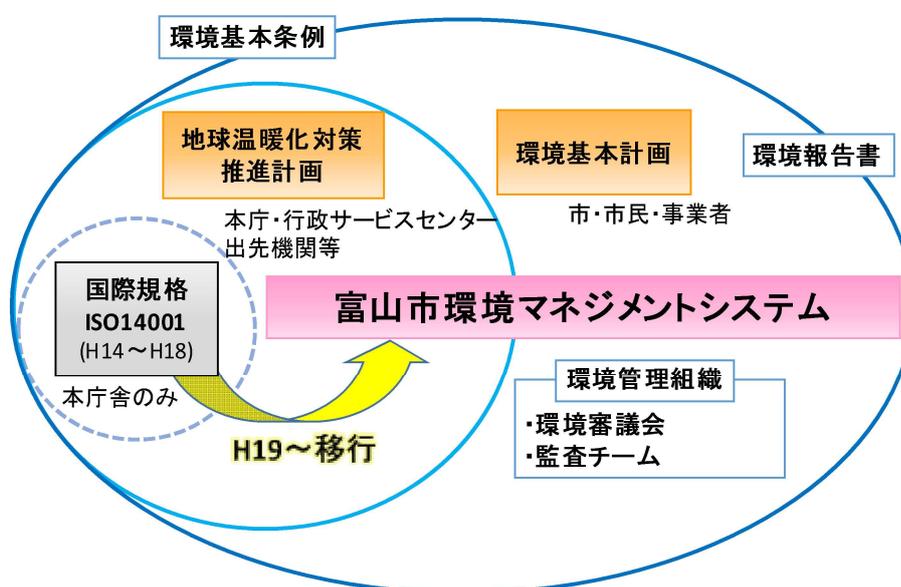
「富山市環境マネジメントシステム」について

1 運用の趣旨

本市では、環境に関する最上位計画となる「環境基本計画」及び事務事業から排出される温室効果ガスの削減に向けた取組を推進する「地球温暖化対策推進計画（事務事業編）」を策定しています。

これらの計画を効率的・効果的に運用管理していくため、平成19年度から独自の環境マネジメントシステムを構築し、環境施策の総合的かつ計画的な推進と市の事務事業の実施による環境負荷の低減を図っています。

◆富山市環境マネジメントシステムのイメージ図



2 システムの概要

1 対象範囲

原則として全庁の全組織を対象としています。ただし、一部対象としていない管理対象項目があります。

2 環境方針

環境方針を定め、職員及び常駐して業務を行う事業者等に周知します。

3 組織

本システムの運用管理を行う環境管理組織の事務局である環境政策課は、環境施策の実施状況や環境に関する調査及び審議を行うため設置されている富山市環境審議会に計画の進捗状況を報告し、意見や提言を受けます。

4 管理対象項目

富山市環境マネジメントシステムにより管理する項目は、次のとおりです。

管理対象項目		本庁舎・Toyama Sakuraビル・行政サービスセンター・中核型地区センター・環境センター 庁舎・消防局本庁舎	左記以外の所属	測定・実施サイクル等	(参考)環境報告書
環境基本計画に位置づけられた指標・目標		該当所属		年1回報告	第1部に掲載
地球温暖化対策推進計画	エコオフィスに係る取組み（公用車燃料、紙類含む）	年1回報告	対象外	年1回報告	第2部に掲載
	事務事業に伴う温室効果ガス排出量				
	①エネルギー管理支援システム（電気・ガス・灯油等の各種エネルギー使用量）	年1回報告		毎月入力	
	②温室効果ガス排出実績	年1回報告		年1回報告	
	紙購入量・水使用量・廃棄物排出量	年1回報告		年1回報告	
	再生可能エネルギー及び低公害車導入	年1回報告		年1回報告	

5 その他の取り組み

その他、環境マネジメントシステムに含まれる取り組みについては以下のとおりです。

① 環境関連法等の遵守確認（年1回）**庁舎及び施設等管理所属対象**

市が事業者として規制を受ける環境関連法の法律・条例、協定、覚書等を把握し、遵守状況を確認します。

② マネジメントシステム研修（年1回）**全所属対象**

システムに関する職員の知識及び技能、職員の環境に対する意識の向上を図るため、必要な研修を実施します。

③ 環境監査（年1回）**全所属対象**

外部専門委員と市職員で構成する監査チームによる監査を実施し、システムの運用状況の確認及びシステムの向上を目指します。

3

令和5年度の運用実績（その他の取組み）

① 環境関連法等の遵守について

(1) 環境関連法等の遵守状況について（令和5年度）

項目	本庁舎	消防局	環境センター	大沢野行政SC	大山行政SC	八尾行政SC	婦中行政SC	地区センター 山田中核型 地区センター	細入中核型 地区センター	上下水道局	市民病院	まちなか 病院
①大気汚染防止法	○		○				○				○	○
②水質汚濁防止法	-	-			-		-	-	-			
③下水道法											○	
④騒音規制法	-											
⑤ダイオキシン類対策特別措置法												
⑥水道法	○	○		○			○				○	○
⑦フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律	○	○		○	○	○	×	○		○	○	○
⑧廃棄物の処理及び清掃に関する法律	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○
⑨使用済自動車の再資源化等に関する法律												
⑩特定家庭用機器再商品化法		-	-	-	-	-	-	-	-			
⑪消防法(危険物貯蔵施設)	○	○			○		○					
⑫消防法(消防用施設等)	○	×	○	×	○	×	×	○	○	○		×
⑬労働安全衛生法	○											
⑭高圧ガス保安法												
⑮電気事業法	○	×	×	○	○	○	○	○	○	×		
⑯富山県地下水の採取に関する条例	○	○					×			○	○	
⑰富山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例	○			○			○			○		
⑱富山県公害防止条例									-			
⑲富山市火災予防条例									-			
⑳建築物衛生法												
㉑PRTR法												

※ ■：登録済の法規制等 ○：基準を遵守している ×：不備あり -：監視測定不要

項目	ガラス造形 研究所	ガラス美術館	保健所	まちなか総合 ケアセンター	公営競技 事務所	牛岳温泉 スキー場	地方卸売市場	流杉浄水場	浜黒崎浄化 センター	図書館	科学博物館
①大気汚染防止法									○		
②水質汚濁防止法									○		
③下水道法									○		
④騒音規制法											
⑤ダイオキシン類対策特別措置 法									○		
⑥水道法			○				○				○
⑦フロン類の使用の合理化及び 管理の適正化に関する法律		×	○	○			○		○		○
⑧廃棄物の処理及び清掃に関する 法律	○		○	○		○		○	○	○	○
⑨使用済自動車の再資源化等に 関する法律											
⑩特定家庭用機器再商品化法	-			-	-						-
⑪消防法(危険物貯蔵施設)						○		○	○		
⑫消防法(消防用施設等)	○	○	×	×	×	○	×	○			×
⑬労働安全衛生法											
⑭高圧ガス保安法							○				
⑮電気事業法	×	○	○	○			○	○	○		×
⑯富山県地下水の採取に関する 条例							○		○		
⑰富山市廃棄物の減量及び適正 処理等に関する条例					○		○			○	
⑱富山県公害防止条例									○		
⑲富山市火災予防条例											
⑳建築物衛生法		×									
㉑PRTR法									○		

※ ■：登録済の法規制等 ○：基準を遵守している ×：不備あり -：監視測定不要

(2) 不備ありの項目について

「不備あり」の項目の内容及び今後の是正見込みは以下のとおりです。

所管施設	項目	内容	今後の是正見込み
消防局	⑫	消火器：二酸化炭素消火器型式失効対象の為設置不可に付き新規格に要交換、消火器表示無し 自火報：感知器1個不作動 誘導灯：蓄電池容量不足	是正済
	⑮	・非常用照明用蓄電池容量低下 ・非常用発電機の始動用バッテリー取替時期経過	令和6年度中に対応予定
環境センター	⑮	・受電設備と受・配電盤の修繕が必要	令和6年度中に対応予定
大沢野行政サービスセンター	⑫	・感知器2個不作動	令和6年度修繕済
八尾行政サービスセンター	⑫	・粉末消火器10型×15本、製造より10年以上経過 ・自動火災報知光電式スポット型感知器不良	令和5年度修繕済
婦中行政サービスセンター	⑦	・外部熱交換器の動作不良により正常に作動しない（防災無線室） ・結露水の漏水あり。冷媒が漏れているのか温風及び冷風が出ない（車両室和室）。	修繕予定なし (使用しないため)
	⑫	(1) 自火報受信機予備電池容量不足 誘導灯3台器具不良 発電機の定格出力30%以上での負荷運転、もしくは内部観察等の実施が必要 (2) 誘導灯器具不良 (3) 非常警報器具、手動非常起動スイッチが非常復旧ボタンで復旧できない 2階防煙垂れ壁、起動しない (4) 自火報煙感知器1台器具不良 防火戸閉鎖不良	(1) 令和6年5月迄にすべて対応済 (2) 令和6年2月更新済 (3) 令和6年度中に対応予定 (4) 煙感知器修繕済 防火戸は令和6年度中に対応予定
	⑯	・融雪に使用の為規制基準値の超過日あり	節水の徹底
上下水道局	⑮	・電話交換機UPSのバッテリー劣化	令和5年9月交換済

富山 まちなか 病院	⑫	(1)誘導灯バッテリー容量不足、屋内消火栓設備流量計不良 (2)差動式スポット型感知器不作動 (3)非常用発電設備の消耗部品の交換 ※F点検の実施、設備更新について推奨あり	(1)令和5年度対応済 (2)令和6年度対応予定 (3)令和5年度対応済 ※令和5年度にオーバーホールを実施したため、F点検等の予定なし
富山ガラス 造形研究所	⑮	・配電用マンホール内冠水	令和6年3月排水対応済
ガラス 美術館	⑦	・空冷パッケージ（恒温・恒湿型）室内機のVベルト摩耗のため取替実施	是正済
	⑳	・温度基準値以上 ・相対湿度基準値以上	経過観察（外気の影響を受けやすいエリアのため）
保健所	⑫	・消火器年数超過、誘導灯器具不良	令和5年度修繕済
まちなか 総合ケア センター	⑫	・避難口音声・点滅用バッテリー容量不足	令和5年度修繕済
公営競技 事務所	⑫	・誘導灯のバッテリー不良	取替済
地方卸売 市場	⑫	・配線の一部断線及び感知器等の不良	令和6年度に修繕予定
科学博物館	⑫	・避難口バッテリー容量不足 ・通路バッテリー容量不足 ・キセノン用バッテリー容量不足	令和5年10月、令和6年3月対応済
	⑮	・冷却水の漏洩あり	令和6年自家発電機更新時に対応予定

② マネジメント研修について（令和5年度）

平成20年度から各部局に環境マネジメントシステムに関する資料を配布し、研修の実施及びその報告を義務付けており、令和5年度も全部局を対象に実施しました。

今後も各職員への環境マネジメントシステムに関する情報を共有できるよう実践します。

③ 環境監査について

(1) 環境監査実施内容（令和5年度）

監査対象部局等	福祉保健部（保健所地域健康課）、 市民生活部（大山行政サービスセンター、婦中行政サービスセンター）、 教育委員会（科学博物館） 計3部局
監査対象期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日
監査日程(実地)	令和5年12月14日（木）、12月15日（金）
監査チームの 構成・氏名	監査委員長：藤井 徹 副監査委員長：片山 建（環境部次長） 主任環境監査員：藤井 徹、佐藤 幸雄 環境監査員：能勢 祐介、小林 慶一、梶川 慶子 中田 有香、西野 洋平（環境政策課）
監査の重点事項	<ul style="list-style-type: none"> ・目標の達成状況、対策の実施状況及びその評価、予防処置の実施状況 ・法令等の遵守状況 ・システムの運用管理状況、見直し等の状況 ・職員の環境意識の向上のための取組状況 ・SDGsが掲げるゴールやターゲットへの貢献に向けた取組状況
前回監査結果に 基づく事項	<ul style="list-style-type: none"> ・消防法の重油地下タンクの保全に関するもの。 ・環境関連法規登録簿の記載に関するもの。 ・防火管理者の責務に関するもの。 ・消防施設に関するもの。 ・定めた目標の未達に関するもの。 ・環境関連法規の周知に関するもの。 ・研修後の認識に関するもの。

(2) 監査結果の概要

判断区分	指摘事項
要改善事項	<p>監査対象4所属全所属に以下の8項目の要改善事項があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物の保管場所の表示板に関するもの 2件 ・産業廃棄物と特別管理産業廃棄物の保管場所の区分に関するもの 1件 ・産業廃棄物管理票の返却管理に関するもの 4件 ・産業廃棄物管理票交付等状況報告書届け出に関するもの 1件
指導事項	<p>監査対象4所属のうち3所属に以下の4項目の指導事項があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物処理委託契約書に関するもの 1件 ・研修会後の理解度確認に関するもの 2件 ・緊急事態対応訓練に関するもの 1件
良	<p>「良」と判断される項目が監査対象4所属のうち1所属で1項目あった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の更新で二酸化炭素排出量削減に関するもの 1件
優	<p>「優」と判断される項目が監査対象4所属のうち1所属で1項目あった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態を想定した訓練に関するもの 1件

(3) 総合監査所見

管理項目	所見内容
温室効果ガス削減活動	<ul style="list-style-type: none"> ・裏紙の活用や両面コピーの徹底等、紙使用量の削減については定着してきており、また、不要時・不要場所の消灯の徹底が行われていることから、エコオフィス活動が定着していることがうかがわれた。 ・一方、平成30年度から公共施設を所管する全ての所属に導入された「多施設エネルギー管理支援システム（まるちーず）」は、エネルギー使用量の把握や前月との比較分析など、有効に活用されている所属もあるが、全体的に統一したグラフ等の作成により、見える化の活用方法について見直しが必要と思われる。
法規制等の遵守状況	<ul style="list-style-type: none"> ・環境部から各所属に対して「環境関連法規制等登録表」を示しているが、法令遵守には具体的な内容まで適切に記載し明確にする必要がある。 ・実際に毎年同じ内容の指摘があるが、その是正方法に検討の余地がある。 例：「廃棄物処理法」の詳細な取り組みに関する具体的な部分で要件を満たしていなかったり、該当する法令について把握されていなかったりした。全所属が、「環境関連法規制等登録表」に基づき法令遵守の原則を再認識する必要がある。
環境マネジメントシステムの普及状況	<ul style="list-style-type: none"> ・システムに関する知識や環境への意識向上のため、環境政策課で作成された資料を基に環境マネジメントシステム研修を行っているが、環境分野については幅広い知識が必要であることから、毎年テーマを絞った研修を行うなど研修方法について見直し検討の余地がある。
富山市SDGs未来都市計画の取組状況	<ul style="list-style-type: none"> ・各所属でSDGs未来都市計画に定める目標や内容の理解に努めているが、SDGsに掲げる17の目標に関連する、各部署における具体的な内容を明確にすることにより、更に積極的な取組を期待したい。

(4) 提案事項

提案事項	内容
マネジメントシステムの運用	<ul style="list-style-type: none"> ・マネジメントシステムの運用について、監査にて要改善事項となった案件については速やかに是正を行うことが要求される。是正については対処療法的な対応だけではなく、再発防止の処置も求められる。次回の監査時に同様な要改善事項（不適合）が発見された場合は重大な不適合として指摘され、再度根本的な改善要求がされる。一般の企業の審査でも同じ要改善事項が連続した場合は認証取り消しなどの厳しい対応がされる。この様なことから、廃棄物処理法に関する要改善事項においては、毎年同様に要改善事項が発見されており確実な是正処置の対応が必要である。
環境監査の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・前回迄の環境監査について、各部局の課の対象等狭い範囲を対象とされていたが、今回の監査では、施設全体を管轄している組織を対象とすることを提案し、対応していただいた。 ・また、環境マネジメントシステム研修について、環境政策課で作成された資料を基に行われているが、中には回覧で済ませている所属もある事から、研修方法についての検討を再度提案する。また、研修を実施した場合の認識について再度見直し検討の余地がある。
法令遵守	<ul style="list-style-type: none"> ・「マネジメントシステムの運用」の提案の通り、法規所管課から法令の改廃状況等の情報提供をすることは、施設所管課の認識を統一する上で非常に重要なことである。 ・しかし、細部での法令要求事項まで浸透していないところが見られるので、法律で定められた具体的に取るべき内容等について明確に周知されることを再度提案する。
SDG s 未来都市としての職員の更なる意識向上	<ul style="list-style-type: none"> ・SDG s 未来都市として、「富山市SDG s 未来都市計画」に掲げる取組等を着実に推進されているが、自所属の取組内容とSDG s との関連性について、さらに理解を深める必要がある。関連業務に携わる所属のみならず、全庁的な取組として職員一人ひとりの意識向上を図り、行動を実践できるよう、SDG s の理解を深める職員研修等を実施することを提案する。
実効性ある省エネ対策等の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・「多施設エネルギー管理支援システム（まるちーず）」については、平成30年度実績分から入力され、データを集計している。過去のデータと比較し、エネルギー量の増減の原因究明等に普段から活用する習慣をつけ、環境改善へ繋げることを期待するが、各所属においては、このデータを積極的に活用し、有効に活用されている所属もあるが、全体的に統一したグラフ等の作成により、見える化の活用方法について見直しが必要と思われる。
エコオフィス活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・エコオフィスの活動を始めて10年余が経過し、活動をさらに発展させて取組むなど満足できる結果を残している。 ・しかし、エコオフィス活動の評価手法もそろそろ見直す時期に来ていると思われる。現在の評価手法は、自己評価が特徴であり、これが長所であり短所ともなっている。各所属における「富山市地球温暖化対策推進計画」に基づく具体的な取り組み計画の新規の作成が求められる。

富山市環境報告書 第2部 令和6年度版
令和6年10月

編集・発行 富山市環境部環境政策課
〒930-8510 富山市新桜町7番38号
TEL : 076-443-2053 FAX:076-443-2122
e-mail:kankyousei-01@city.toyama.lg.jp
